

尾鷲市条件付一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、尾鷲市が発注する建設工事の請負契約において、より良質な工事を確保し、かつ、入札手続きの透明性・客観性・競争性を高めるために、条件付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の手続きについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び尾鷲市会計規則（昭和41年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(建設工事の種類)

第2条 一般競争入札に対する建設工事（以下「対象工事」という。）の種類は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事とする。ただし、市長が当該建設工事等について特に条件付一般競争入札により難しいと認める場合は、これ以外の方法によりその契約を締結することができる。

(対象工事の規模)

第3条 対象工事の規模は、前条に規定する建設工事の内、次の各号に定めるところによる。

- (1) 設計金額が130万円以上の土木一式工事
- (2) 設計金額が130万円以上の建築一式工事
- (3) 設計金額が130万円以上のほ装工事
- (4) 設計金額が130万円以上の管工事
- (5) 設計金額が130万円以上の鋼構造物工事

(競争入札の公告)

第4条 対象工事の入札を実施しようとするときは、規則第72条の規定により、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す日時（期間）及び場所
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
- (7) その他必要な事項

(競争参加資格要件)

第5条 対象工事の入札参加者は、競争参加資格確認申請日から入札執行日までの間において、次の各号の全ての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 対象工事の種類に対応した法別表下欄の建設業について、法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者であること。

- (2) 法第27条の23の規定による経営事項審査を受審し、かつ有効期限内であること。
- (3) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 尾鷲市入札参加資格者名簿に格付けされている者であること。
- (5) 尾鷲市より、指名停止を受けている期間中でない者。
- (6) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 対象工事の設計業務の受託者との資本面及び人事面における関係について、次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 資本面においては受託者の発行済株式総数の50%を超える株式を保有又はその出資の総額の50%を超える出資をしていないこと。
 - イ 人事面においては建設業者の代表権を有する役員が、受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (8) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく会社更生手続開始若しくは公正手続開始の申し立てがなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは公正手続開始の申し立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

（入札の執行）

第6条 入札の執行回数は、1回を限度とする。

- 2 入札は、持参によって行うものとする。
- 3 開札は、入札執行の日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

（入札の無効及び失格）

第7条 次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札心得、入札説明書及び現場説明会において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- 2 対象工事の入札において、適正な入札の執行を妨げたときは、その者は失格とし再度の入札に参加できない。

（入札の延期等）

第8条 対象工事の入札の執行について天災その他止むを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は取り止めることがある。

- 2 前項の場合における費用は、入札者の負担とする。

（競争入札審査会）

第9条 一般競争入札に必要な次の各号に掲げる事項を審査するため、審査会を置く。

- (1) 競争参加資格の設定及び確認に関する事項

(2) 市長等が一般競争入札実施に必要と認めた事項

2 競争入札審査会は尾鷲市工事請負人資格・指名審査会をもってこれにあてる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、一般競争入札の執行に関し必要な事項は、市長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年5月1日から施行する。